

日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。順次通告に従って質問します。

質問事項の1点目は、保健福祉行政について2点お尋ねします。

(1) 先ず、高齢者及び障がい者の権利擁護の充実を求めて質問します。

今、「だれもが いつまでも いきいきと 暮らせるまち」であることを目指し、急増する高齢者や障がい者の権利擁護のあり方や仕組みの構築が求められています。私も何度かこの場からこの問題を取り上げ、議論をしてきたところです。その中で、「成年後見制度利用支援事業」については、市長申し立てに限らず、本人や親族が申し立てを行なった場合にも、低所得者等については助成対象になるなど一定の改善が見られ、このことについては評価をすところであります。しかしながら、権利擁護のあり方や仕組みなど支援システム全般の構築という点から見ると、まだ緒に就いたばかりと言えるのではないのでしょうか。

倉敷市においては、平成23年9月に「高齢者及び障がい者の権利擁護のあり方検討会」を設置し、4回の検討を重ね、平成24年5月に報告書をまとめられました。この検討会は学識経験者をはじめ専門職、市の実務者レベルが参加しての検討ということで、報告書は現場の声がよく反映されたものになっていると感じています。

そこで、この報告書では、本市において必要とされる仕組みのポイントを端的に4点あげている。それは、

①相談段階での効率的かつ総合的な対応の必要性が求められる「総合的な対応を可能とする相談体制の構築」

②総合的に継続して支援する体制整備としての「各種支援窓口の連携協力体制の強化」

③成年後見や虐待対応といった権利擁護支援には専門的知識が欠かせないこと、そして、行政として専門職ネットワークとつながるワンストップ機能の充実のための「関係機関・専門職との協力体制の強化」

④「持続可能な支援システムの構築」

とりわけ、4点目の持続可能な支援システムの構築の項では次のように書かれています。「既存の仕組みの部分的な微調整ではなく、各種窓口や担当部門等の全体を包含する、仕組み全体の再編成という、創設的な意味を重視し、取り組むことが求められる」とあります。倉敷市においてはまさに、この点について真剣に検討していくことが求められているのではないのでしょうか。

まず、当局の認識をお尋ねします。

次に、こうした課題解決に向けては、年次計画を定め計画的に検討をおこない、実施に移していくことが必要だと考えますが、答弁を求めます。

(2) この項 2 点目は、児島市民病院について質問します。

建設構想検討報告書が出され、いよいよ平成 29 年度中の新病院開院予定ということで建設に向けて進むことになりました。児島地域の医療を担う中核病院として、市民の声がかかり生かされた病院になることを心より願うものです

そこでまず、建替えまでの現病院施設の維持管理についてお尋ねします。

現病院は建設後 40 年を経過し、老朽化に伴う痛みが進んでいます。先日、そうした声が寄せられていたこともあり、病院にお邪魔いたしました。痛んだ箇所は適宜修繕されていますが、新病院開院予定まで 4 年間あるわけですから、その間も患者に十分に、そして安全に医療を提供することが最も大切ですし、職員の働く環境という点からも病院施設の維持管理は適切に行なっていかなければならないと考えます。病院施設の維持管理を 4 年間どのように進めていく考えなのか質問いたします。

次に、こうした状況から一日も早い新病院の開院を望むものですが、開院の前倒しに向けて頑張ってもらいたいのですが、答弁を求めます。

次に、新病院の入院病床数の問題についてお尋ねします。

現在の「児島市民病院が担っている医療機能」から、また運営方針の「高齢化に対応した機能」を持つ病院として、療養病床を含む 198 床という病床数は必要、と施設整備方針の中でうたっています。しかしながら、事業計画の中では 198 床、168 床の比較検討をしています。現在の児島市民病院が担っている役割を保障するということから、私は 198 床で整備すべきだと考えますが、施設整備方針記載の通り 198 床で行なうという理解でよろしいのでしょうか、答弁を求めます。

次に、昨年 12 月 22 日児島市民交流センターで行なわれた「倉敷市立児島市民病院建設構想（案）検討状況市民説明会」で市民の方から出されていた疑問について、建設構想検討報告書を取りまとめるにあたってその意見が反映されているのか、についてであります。

その説明会場で出されていた意見は、建設場所を巡る問題でありました。現在地建設と移転地建設の比較の問題で、「具体的な移転地をあげて検討したものなのかどうか、現在地建設ありきですすめられたのではないのか」であったと思います。会場では、明確な答弁がなされなかったと記憶していますが、建設構想検討報告書は、そうした市民の方から出された疑問に対して応えるものになっているのでしょうか。

この問題については、事前に打ち合わせていたものではありませんので、あえて答弁を求めることはいたしません。できるようでしたらお答えください。

質問事項の2点目は、環境問題について3点お尋ねします。

(1) 1点目は、残土の土捨て問題について質問します。

先ず、4月の初めに行なわれた児島宇野津イラ谷での土捨てについての倉敷市の見解を求めたいと思います。

この建設残土の土捨ては、平成23年5月、児島宇野津猪熊谷の建設残土埋立てで土砂崩壊をおこした業者がおこなったものです。偶然その場を通りかかってわかったのですが、土地の境界確認もせず、県の敷地の使用許可も取らず、さらには県道法面敷をも埋立てているという状況でした。関係地権者の方も通報をし、私も市の開発指導課、備中県民局の担当課にも連絡をとり現場にきてもらったわけです。こうした対応がとれたから、被害は最小限にとどめることができたと思っていますが、この様な無法な土捨てに対して倉敷市はどう考えているのか、見解を求めます。

次に、倉敷の環境と景観を守るために、「倉敷市埋立行為等の規制に関する条例」の改正を求めて質問します。

先に紹介した土捨ては、1000 m²以下の土捨てで、木が生えていようが何があろうがお構いなしに、ただ土を捨てるだけというありさまで、災害発生を引き起こす恐れのある危険な土捨てです。市の条例では、開発面積が1000 m²以上になると許可の対象になり、必要な技術的基準も示され、それに従わなければなりません。一定の安全上の歯止めがあるわけです。しかし、1000 m²未満では、先の例では開発指導課はただ見ているだけというありさまになるわけです。

こうした無法な土捨てを規制し、地域の環境と安全を守るためには、条例を改正し規制の強化を図るべきではないかと考えます。多くの自治体でも面積要件の規制を厳しくしています。隣県の広島市では許可の対象を面積要件は500 m²以上から、土捨て量500 m³以上は許可が必要と土捨て量に対する規制も行なっています。

倉敷市においても、規制強化の方向に条例を改正すべきだと考えますがどうですか、答弁を求めます。

(2) この項2点目は、環境観測データの周知方法の改善を求めて質問します。

倉敷市環境監視センターでは、大気中の有害物質の分析、河川や海の水、工場排水の調査分析を行ない、さらに大気情報を24時間集めています。そして、現在、光化学オキシダント、PM2.5などの観測データは、倉敷市のホームページ上で知らせるとともに倉敷市環境交流スクエア西棟入口のモニターで表示しています。

また、光化学オキシダント発生の注意報は本庁舎、また各支所に赤旗を掲揚し市民に知らせている状態です。倉敷市の大気環境の状況を環境監視センターだけでなく、市の本庁舎などにもモニターを設置して、日常の測定値が市民の目に触れる形で知ることのできる環境を整備してはどうでしょうか、答弁を求めます。

(3) この項3点目は、地球温暖化対策についてお尋ねします。

岡山県条例に基づく温室効果ガス排出削減計画及び平成23年度実績報告より質問します。温室効果ガス排出量の実績をみると、報告対象事業者の総排出量は3752万トンと平成22年度に比べて5万トン増加しています。3月30日付け山陽新聞も「温室ガス削減進まず、増加239事業所、改善は62事業所止まり」と指摘しています。この結果について、倉敷市の削減計画であるクール暮らしアクションプランとの整合はとれているのでしょうか、まず、お尋ねします。

次に、平成22年度の倉敷市域の温室効果ガス排出量が増加に転じている原因として、景気回復からのエネルギー需要の増加、電気の排出係数の増加をあげています。それらの下で、今後どのように排出量を削減していくのか、目標達成に向けてどう取り組んでいくのでしょうか、質問いたします。

安倍政権は京都議定書の「第2約束期間」を離脱したもとの、改定「地球温暖化対策推進法」を今国会で成立させました。この中身は、基本計画も温室効果ガスの削減数値目標もなく、当面は企業や個人の自主的な削減努力に任せようというものです。気温上昇を「2度以内に抑える」ことのできない「自主削減」に大幅後退した計画づくりはとても容認できるものではありません。

こうした安倍政権の自主削減に大幅後退した温暖化対策計画の中での取組みとなります。答弁を求めます。

質問事項の3点目は、防災対策について2点お尋ねします。

(1) 1点目は、地域防災計画について質問します。

まず、H24年8月改定の地域防災計画は、岡山県の地域防災計画の改定に沿った形で改定が行なわれました。計画の目的変更についてであります。

目的の変更を見てみますと、行政の役割の後退が見受けられるのではと感じます。

改定前は「市域の保全と住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害発生原因の除去及び耐災性のある地域社会を整備することを目的とする」と、災害に強いまちづくりを自治体が担っていくという使命が語られていました。

ところが、改定後は「減災」の考え方が前面に出ているためか、「耐災性のある地域社会の整備」という文言が削除されたことに見られるように、災害に強いまちづくりを担うのは自治体本来の役割、という考えが後退したのではないかと思います。当局の見解をお聞きします。

次に、津波ハザードマップとハード整備について質問します。

南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震・津波を想定した対策の必要性が高まり、この5月に中央防災会議から「南海トラフ巨大地震対策について」の最終報告が出されました。海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策などの基本的な考え方が示されています。そこで、防潮堤整備に関する倉敷市の基本的なスタンスはどのようなのか、お尋ねしたいと思います。

3月に岡山県が公表した津波浸水想定図は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、地震や津波により防潮堤が被害を受け破壊され、全てが機能しないことを前提として、津波による浸水深さを示したものになっています。

岡山県の海岸保全基本計画によりますと防潮堤の防護水準は、高潮に対しては、T. P.+3.15m～3.35m。津波に対しては「適切に想定した最大級の津波に対して防護する」となっています。この度県が発表した津波高さはT. P.+3.2mであります。

現在、岡山県沿岸海岸保全基本計画の見直しが行なわれていると聞いています。

また、倉敷市地域防災計画では、最大クラスの津波と、比較的発生頻度の高い一定程度の津波の二つのレベルを想定し対策を定めています。

最大クラスの津波に耐えられる防潮堤を早期に整備することは困難とは思いますが、「減災」の考えが前面に出過ぎ、必要な整備がおろそかになってはならないと考えます。

倉敷市では、県が発表した高さT. P.+3.2mの津波に対して、どの程度のハード整備、防潮堤の整備が必要であると考えているのか。防潮堤の整備は県の事業ではありますが、T. P.+3.2mの津波ならば止めてしまおうと考えているのか、最大クラスの津波とはどうとらえているのか、倉敷市としてその基本的なスタンス、考え方についてお聞きします。答弁を求めます。

次に、住宅の耐震化の問題です。最優先課題と言われていますが、特に既存木造住宅の耐震化は進んでいません。住民の命や財産を守る事前対策、木造住宅などの倒壊被害を減

らせば、膨大な経済損失も減らすことができます。

内閣府の最終報告の中でも、「事前防災の取組みが極めて重要である」「人的被害、物的被害双方の軽減につながる耐震化の重要性を指摘しなければならない」また「建物全体の耐震化ということだけでなく、一人ひとりの居住スペースの『揺れへの強靱さ』という観点での対策も重要である」と書かれています。

これまでも、建物全体の耐震化だけではなく、たとえば1階部分だけなどの部分的な耐震化への補助制度、あるいは一部屋だけのカプセル型の耐震化への補助を求めてきましたが、まさに、最終報告書でも触れられています。今回は要望にとどめますが、今後、取り組むべき課題として検討することを強く求めておきたいと思います。

(2) この項2点目は、ハザードマップの策定と土地利用についてお尋ねします。

倉敷市では昨年8月に洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、市民に配布しました。このハザードマップには洪水により浸水が想定される区域、さらにはがけ崩れや土石流などの土砂災害のおそれのある場所が記入され、市民に注意喚起を行なっています。

ところが、実際の土地利用は、洪水・土砂災害ハザードマップ上で土砂災害警戒区域、土石流危険渓流と示された区域の上部、あるいは山地災害危険地区と示された区域に土砂の埋立てが行なわれています。こうした区域に土砂を埋立てることは、災害予防の観点からも非常に危険なことなのではないのでしょうか。

実際に、平成16年の台風23号では、児島田の口2丁目で土砂災害危険区域の上部に埋立てられた建設残土捨て場から土砂崩壊が始まり、大きな土砂災害がおこりました。

また、平成23年5月、建設残土の土砂崩壊がおきた児島宇野津猪熊谷の土砂埋立地も土石流危険渓流と示された区域の上部であり、この区域も含み土石流が発生しました。さらに、先に質問した児島宇野津イラ谷への土砂埋立ても同様に土石流危険渓流と示された区域の上部にあたります。この他にも児島地域には山地災害危険地区と示された区域に多くの土砂が埋立てられています。

これらのことから言えることは、土砂災害ハザードマップの情報が土地利用に全く生かされていないということです。

ハザードマップ上で危険を示唆しながら、実際には開発計画を認めてしまう。ハザードマップと土地利用などの連携・整合がとれていないのではないですか。倉敷市としてどう認識しているのですか、答弁を求めます。

そして、こうした区域への土砂堆積などの土地利用は「倉敷市埋立行為等の規制に関する条例」を改正して規制をするべきではありませんか。平成24年の2月議会では、「現時点では困難、県などの関係機関と協議、調整を図りながら検討する」とのことでしたが、条例上での規制は可能と思われますので、ぜひ取り組んでもらいたい。答弁を求めます。

以上。